

【物品・業務委託】競争入札参加資格申請手続きにかかる押印の見直しについて(お知らせ)

本県では、利用者の利便性の向上や負担軽減のため、行政手続きにおける押印の見直しを行っているところです。

そこで、標記申請に必要な所定の様式の押印の取扱いについて、下記のとおり見直しを行いましたのでお知らせします。

記

1 押印が不要となる書類

(1) 次の書類の「実印」の欄が押印不要となります。

- ①競争入札参加資格審査申請書
- ②使用印鑑届(使用印鑑の欄は引き続き押印が必要となります。)
- ③個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書
- ④社会保険等加入状況確認書
- ⑤入札参加資格申請内容変更届
- ⑥入札参加資格承継申請書

(2) 次の書類の「使用印鑑届の印」の欄が押印不要となります。

- ⑦宛名及び代金の受領方法の申出書

※全ての書類について、様式上「実印」及び「使用印鑑届の印」欄はありますが、上記①～⑦の書類については、「実印」及び「使用印鑑届の印」欄は全て押印不要となります。

※上記①～⑦の書類について、従前どおり押印がされた書類についても有効なものとして取扱います。

2 押印が引き続き必要な書類

- ⑧委任状
- ⑨役員の一覧表
- ⑩誓約書

※上記⑧～⑩の3つの書類については、引き続き押印を必要としておりますが、今後、押印の取扱いが変わる場合がありますので、申請手続きの際は本県ホームページ等ご留意いただきますようお願いいたします。

3 取扱開始日

この取扱いは、令和3年(2021年)4月1日以降の日付けにおいて申請されるものから適用します。

お問合せ先
熊本県出納局管理調達課 管理班
電話：096-333-2581